

2021年度以降の介護報酬について、政府は0・7%の引き上げを決めました。引き上げ幅や、同時に行われる介護保険施設の基準緩和について、日本医労連介護対策委員会の寺田雄事務局長に聞きました。

(前田美咲)

### 日本医労連介護対策委員会

### 寺田雄事務局長に聞く



介護現場の困難を根本解決するには、0・7%では足りません。2000年に介護保険制度が始まって以来、6回の報酬改定のうち4回はマイナス改定でした。特に、安倍政権下の15年に実質4・48%の大幅引き下げがなされ、介護事業所の倒産が急増しました。

新型コロナ危機でその流れに拍車がかかり、昨年の倒産件数は、現制度

下で過去最多を更新しました。本来なら、こうした事態を食い止めるだけの大幅引き上げをすべきです。

0・7%のうち、0・05%はコロナ対応分など

いいます。感染防止策に

## 介護報酬 政府0.7%引き上げ 現場の困難解決に遠く

夜勤職員の基準緩和や、利用者の定員増が行われようとしていることも大きな問題です。従来型特養（相部屋など）の夜勤基準について厚労省は、見守りセンサー導入などを要件に、職員一人が受け持つことができる利用者数を増やすと打ち出しています。現在、定員26～60人の施設の夜勤者は「2人以上」とされていますが、「1・6人以上」に緩和し、深夜帯は一人でもよいとするものです。

見守りセンサーは、利用者の寝返りや起き上がりなどを検知・通知する機器です。異常を知らせた

ばかりで、対応するのは職員であり、負担が増すことになります。

厚労省は、「テクノロジーの活用」が職員の負担軽減や業務効率化に効果的だとしますが、その根拠とされた調査のサン

プルは十数施設しかなく、「テクノロジー」がどんな機器を指すかも曖昧です。

介護現場の人手不足は深刻です。介護保険施設の人員配置の平均は「利用者2人に対し介護職員1人」で、国基準（3対1以上）より手厚くなっています。しかし、金労連の調査（18～19年）で

は、夜勤ありの職場は、なしの職場よりも、公休を「翌月に持ち越し」「ほとんど取れない」割合が2倍、有休を「取得できがない」が3倍に上ります。「一人夜勤だと休憩が全く取れない」となつ

るだけで、対応するのは職員であり、負担が増すことになります。

厚労省は、「テクノロジーの活用」が職員の負担軽減や業務効率化に効果的だとしますが、その根拠とされた調査のサンプルは十数施設しかなく、「テクノロジー」がどんな機器を指すかも曖昧です。

政府は「介護人材の確保」を掲げてきましたが、その中身が「いかに効率よく、少ない人数で現場を回すか」に変質しつつあります。これで本当に必要なケアができるのか疑問です。

全産業平均より月約8万円低い介護職の給与を平均並みに引き上げ、専門職の養成や人員配置の引き上げを通じて労働環境を改善するなど、人員確保や離職防止の強化をすすめるのが筋です。

そのためには、基本報酬の大幅な引き上げが不可欠です。

**専門性考慮せず**